



# MiSUMi

第59回

## 定時株主総会 招集ご通知

2020年4月1日～2021年3月31日

### 開催日時

2021年6月17日（木曜日） 午後2時

### 開催場所

東京都港区虎ノ門1丁目23番3号  
虎ノ門ヒルズ森タワー5階  
虎ノ門ヒルズフォーラム

### 議案

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する  
退任時報酬としての株式報酬型ストック・  
オプション（新株予約権）を発行する件
- 第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する中期イン  
センティブ報酬としての株式報酬型ストック・  
オプション（新株予約権）を発行する件

### 目次

■ 第59回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	6
■ 事業報告	21
■ 連結計算書類	55
■ 計算書類	58
■ 監査報告書	61

新型コロナウイルス感染防止の観点から、株主経営説明会および商品展示ブースは本年も中止とさせていただきます。また、ご来場された株主さまへのお土産の配布も取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株式会社 ミスミグループ本社

証券コード：9962

株 主 各 位

東京都文京区後楽2丁目5番1号  
**株式会社ミスミグループ本社**  
代表取締役会長 西本甲介

## 第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席に代えて、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスし電磁的方法（インターネット）により行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができます。**お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2021年6月16日（水曜日）午後5時までに、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月17日（木曜日）午後2時
2. 場 所 東京都港区虎ノ門1丁目23番3号  
虎ノ門ヒルズ森タワー5階 虎ノ門ヒルズフォーラム

●新型コロナウイルス感染防止の観点から、株主経営説明会および商品展示ブースは本年も中止とさせていただきます。また、ご来場された株主さまへのお土産の配布も取り止めさせていただきます。

●今後の状況変化に応じて、株主総会の運営、会場に大きな変更が生じる場合は、速やかに当社ウェブサイト (<https://www.misumi.co.jp/>) にてご案内いたします。本株主総会へご出席される株主さまにおかれましては、大変お手数ではございますが、事前にご確認いただきますようお願い申し上げます。

### 3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第59期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第59期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

**決議事項**

- 第1号議案** 剰余金の配当の件
- 第2号議案** 取締役9名選任の件
- 第3号議案** 監査役2名選任の件
- 第4号議案** 取締役（社外取締役を除く）に対する退任時報酬としての株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を発行する件
- 第5号議案** 取締役（社外取締役を除く）に対する中期インセンティブ報酬としての株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を発行する件

### 4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) 郵送により議決権を行使される場合  
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2021年6月16日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。  
なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 電磁的方法（インターネット）により議決権を行使される場合  
5頁の「インターネットによる議決権行使について」をご高覧のうえ、インターネットにより当社指定の議決権行使サイト（<https://www.evoting.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、2021年6月16日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使ください。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款に基づき、インターネット上での当社ウェブサイト（<https://www.misumi.co.jp/ir/stock/syousyu.html>）に掲載することにより株主の皆さまへのご提供とさせていただきます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.misumi.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎株主総会決議の結果は上記当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

## **新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ**

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、当社第59回定時株主総会の実施に際して、以下の対応を予定しております。株主の皆さまにおかれましては、何卒ご理解ならびにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### **1.株主さまへのお願い**

- 株主総会へのご出席を検討されている株主さまにおかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、ご自身の体調をお確かめのうえ、くれぐれもご無理をなされませんようお願いいたします。当日体調がすぐれないなど健康に不安を感じられる方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- 会場内においては、感染リスクを低減するため、株主さま同士の間隔を空けて席をご用意させていただくことから、座席数に限りがございます。ご承知くださいますようお願い申し上げます。
- 以上の状況を踏まえ、議決権行使は可能な限り、書面またはインターネットによる事前行使をお勧めいたします。詳細については、本紙4、5頁をご参照ください。

### **2.ご来場いただく株主さまへのお願い**

- マスクの着用とアルコール液による消毒にご協力をお願いいたします。
- 受付において、非接触型の体温計等により体温確認をさせていただく場合がございます。体調不良と見受けられる場合にはご入場の制限等をさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

### **3.当社の対応について**

- 株主総会の運営に関わるスタッフなどは、検温等を含めて体調を確認したうえで参加いたします。また、マスクを常時着用で対応させていただきます。
- 受け渡しの接触感染防止のため、お飲み物の提供は控えさせていただきます。
- 報告事項等を簡潔に説明させていただく場合がございます。

今後の状況変化に応じて、株主総会の運営、会場に大きな変更が生じる場合は、速やかに当社ウェブサイト (<https://www.misumi.co.jp/>) にてご案内いたします。本株主総会へご出席される株主さまにおかれましては、大変お手数ではございますが、事前にご確認いただきますようお願い申し上げます。

# 議決権行使方法のご案内

## 株主総会にご出席の場合



株主総会日時 **2021年6月17日（木曜日）午後2時開催**  
(受付開始は午後1時を予定しております)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
株主総会当日は、こちらの「招集ご通知」をお持ちください。

## 株主総会にご欠席の場合



書面（郵送）にて行使される場合

行使期限 **2021年6月16日（水曜日）午後5時到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネットにより行使される場合

行使期限 **2021年6月16日（水曜日）午後5時まで**

当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。詳細につきましては次頁をご覧ください。

 議決権行使サイト：<https://www.evoting.tr.mufg.jp/>

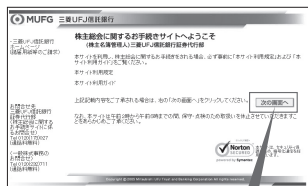
# インターネットによる議決権行使について

当社指定の議決権行使サイト<https://www.evoting.tr.mufg.jp/>にて各議案に対する賛否をご入力ください。

## 議決権行使サイトのご利用方法

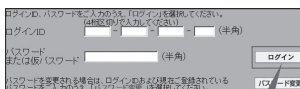
### ログインID・仮パスワードを入力する方法

#### 1. 議決権行使サイトにアクセスする



「次の画面へ」をクリック

#### 2. お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



入力して「ログイン」をクリック

#### 3. 現在のパスワード欄に「仮パスワード」を入力後、「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力



入力して「送信」をクリック

以降画面の案内に沿って  
賛否をご入力ください。

### QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取りください。  
ログインIDおよび仮パスワードを入力することなく、議決権行使  
ウェブサイトにログインすることができます。  
以降画面の案内に従って賛否をご入力ください。



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただく必要がございます。

## ご注意事項

- 郵送とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

### システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 **0120-173-027**（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様へ：議決権行使の方法として「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。  
※インターネットのご利用環境によっては、議決権行使サイトをご利用いただけない場合がございます。

## 第1号議案 剰余金の配当の件

当社では、経営環境や業績動向・見通しに加え、持続的成長と企業価値向上を実現するための経営基盤拡充、財務体質の強化、資本効率の向上などを総合的に勘案し、株主の皆さまに利益を還元する方針を定めており、配当性向の基準を25%としております。

当期の期末配当につきましても上記の基準に従い、以下のとおり1株当たり9.18円とさせていただきますと存じます。

なお、年間配当金は、2020年12月1日に実施した1株につき5.91円（総額1,677,946,981円）の中間配当と合わせ、前期より0.54円増額の1株当たり15.09円となります。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式 1株につき9.18円 総額2,608,173,285円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2021年6月23日

## 第2号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役7名は、本株主総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため、取締役2名を増員し、新任の社外取締役1名を含む取締役9名の選任をお願いするものがあります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再 任</div> <p>にし もと こう すけ 西本甲介 (1958年3月1日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 10,000株</p>	<p>1981年4月 カネボウ(株) 入社            1984年9月 (株)メイテック 入社            1995年6月 同 取締役            1996年7月 同 専務取締役            1999年11月 同 代表取締役社長            2003年4月 同 代表取締役社長 グループCEO            2014年4月 同 取締役会長            2015年6月 (株)インターワークス 社外取締役            2017年4月 同 代表取締役会長 兼 社長            2017年6月 (株)ミスミグループ本社 社外取締役            2019年6月 同 取締役副社長            2020年2月 同 代表取締役会長(現任)</p>
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>西本甲介氏は、長年の企業経営者としての豊富な経験と日本の様々な製造業についての幅広い見識を有しております。これらの知見と経験を活かし、2019年6月より取締役副社長として、2020年2月からは代表取締役会長として、経営の意思決定・監督を適切に行っております。今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者いたしました。</p>		



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">再任</div> おおのりゅうせい <b>大野龍隆</b> (1964年10月1日生)  所有する当社の株式の数 420,000株	1987年4月 (株)ミスミグループ本社 入社 2002年4月 同 執行役員 2007年6月 同 取締役執行役員 2008年10月 (株)駿河生産プラットフォーム 代表取締役社長 同 (株)ミスミグループ本社 取締役常務執行役員 2011年1月 駿河精機(株) 代表取締役社長 2013年1月 (株)ミスミグループ本社 専務取締役 2013年12月 同 代表取締役社長 同 (株)ミスミ 代表取締役社長(現任) 2014年6月 (株)ミスミグループ本社 代表取締役社長 CEO 2020年2月 同 代表取締役社長(現任)
<b>取締役候補者とした理由</b> 大野龍隆氏は、当社代表取締役社長としてミスミグループをグローバル企業として更なる成長に導き、中長期的な企業価値向上に向けた戦略の策定と実現を図ってまいりました。また、当社の事業、オペレーション、生産など、これまでの幅広い分野における経験と知見を活かし経営の意思決定・監督を適切に行っております。今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者としたしました。		
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">再任</div> おとこざわいちろう <b>男澤一郎</b> (1955年8月22日生)  所有する当社の株式の数 10,500株	1979年4月 日本鋼管(株)(現 JFEエンジニアリング(株)) 入社 1997年3月 参天製薬(株) 社長室長 1999年7月 同 執行役員 2005年6月 同 取締役常務執行役員 2006年5月 アリックス・パートナーズ シニア・ディレクター 2007年7月 アドベント・インターナショナル(株) シニア・ディレクター 2011年4月 エイボン・プロダクツ(株) (現 エフエムジー & ミッション(株)) 取締役 CFO 2013年12月 (株)ミスミグループ本社 常務執行役員 CFO 2014年6月 同 常務取締役 CFO 2020年7月 同 常務取締役(現任) 2020年10月 (株)ミスミ 欧米事業統括(現任)
<b>取締役候補者とした理由</b> 男澤一郎氏は、複数の企業におけるCFOとしての豊富な経験に加え、管理部門の責任者や事業責任者としての幅広い経験を有しております。この知見を活かし、2013年12月よりミスミグループのCFOおよび本社スタッフ部門の責任者として、2020年10月からは欧米事業統括として、業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行っております。今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者としたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">再 任</div> さとうとしなり <b>佐藤年成</b> (1956年3月30日生)  所有する当社の株式の数 1,100株	1980年4月 東京芝浦電気(株)(現 (株)東芝) 入社 2006年4月 アイツーテクノロジーズジャパン(株) 入社 2008年3月 日本SGI(株) 代表取締役社長 2010年2月 同 代表取締役会長 2010年4月 日本電産(株) 入社 2010年6月 同 執行役員 CIO 2012年6月 同 常務執行役員 CIO 2016年10月 (株)ミスミグループ本社 常務執行役員 CIO 2018年6月 同 常務取締役 CIO(現任) 2020年9月 同 デジタルトランスフォーメーションシステム プラットフォーム 代表執行役員(現任)
取締役候補者とした理由 佐藤年成氏は、複数の企業における経営者やCIOとしての豊富な経験を有しており、ミスミグループ本社においてもCIOとして、グループのITの改革・強化にリーダーシップを発揮してまいりました。これらの知見と経験を活かし、業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行っております。今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者としていたしました。		
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">新 任</div> かなたにともき <b>金谷知樹</b> (1967年10月20日生)  所有する当社の株式の数 9,000株	1991年4月 勸角証券(株) 入社 1992年4月 (株)佐渡島 入社 2000年6月 (株)ミスミグループ本社 入社 2015年12月 (株)ミスミ 中国企業体 CEO 2018年4月 同 中国企業体 企業体社長(現任) 2020年7月 (株)ミスミグループ本社 常務執行役員(現任)
取締役候補者とした理由 金谷知樹氏は、当社の営業基盤の強化を行うなど当社事業に長く携わり、2015年12月より当社の中国企業体の責任者としてリーダーシップを発揮し、最大の海外市場である中国市場におけるミスミグループの成長を牽引しております。これらの知見と経験を活かし、経営の意思決定・監督を適切に遂行できると判断したため、取締役候補者としていたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">新任</div> し みず しげ たか <b>清水重貴</b> (1971年11月28日生)  所有する当社の株式の数 25,700株	1995年4月 大倉商事(株) 入社 1999年4月 (株)ミスミグループ本社 入社 2015年12月 (株)ミスミ アジア企業体 CEO 2018年4月 同 アジア企業体 企業体社長 2020年7月 (株)ミスミグループ本社 常務執行役員(現任) 2020年10月 (株)ミスミ IM企業体 企業体社長(現任)
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>清水重貴氏は、当社の中国事業の立上げの中核を担うなど当社事業に長く携わり、2015年12月より当社のアジア企業体の責任者としてリーダーシップを発揮し、アジア市場におけるミスミグループの成長に貢献してまいりました。また、2020年10月より当社のFA事業を統括するIM企業体社長として組織を牽引しております。これらの知見と経験を活かし、経営の意思決定・監督を適切に遂行できると判断したため、取締役候補者いたしました。</p>		
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">社外取締役候補者</div> なか の よう いち <b>中野庸一</b> (1960年4月26日生)  所有する当社の株式の数 -	1990年5月 世界銀行グループ 国際金融公社 投資本部 入社 1996年6月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド・ジャパン 入社 2003年6月 縄文アソシエイツ(株) エグゼクティブ サーチコンサルタント 2011年8月 ハイドリック・アンド・ストラグルズ ジャパン合同会社 リーダーシップ・コンサルティング部門 パートナー 2013年1月 同 エグゼクティブ・サーチ部門 パートナー 2016年2月 (株)中庸 代表取締役社長(現任) 2019年6月 (株)ミスミグループ本社 社外取締役(現任)
<p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要</p> <p>中野庸一氏は、2019年6月より、当社の社外取締役として積極的に意見、助言をいただくとともに、独立した立場から当社グループ経営を監督いただいております。引き続き、同氏が有するグローバルでの金融、コンサルティング、エグゼクティブ・サーチなど様々な業種での豊富な経験と経営者の人材開発についての幅広い見識を活かし、当社グループ経営の強化に向け適切な助言および監督を行っていただくことが期待できるため、社外取締役候補者いたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
8	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">再 任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">社外取締役候補者</div> <p style="text-align: center;">しみず あらた 清水新 (1972年6月1日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 —</p>	<p>1997年4月 アクセンチュア(株) 入社  2005年9月 同 エグゼクティブパートナー  2015年7月 同 戦略コンサルティング本部 統括本部長 執行役員  2017年3月 シーオス(株) 代表取締役副社長 C〇〇  2017年6月 (株)インターワークス 社外取締役(現任)  2017年9月 (株)トラスト・テック  (現 (株)夢真ビーネックスグループ) 社外取締役(現任)  2020年6月 (株)ミスミグループ本社 社外取締役(現任)</p>
<p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要</p> <p>清水新氏は、2020年6月より、当社の社外取締役として積極的に意見、助言をいただくとともに、独立した立場から当社グループ経営を監督いただいております。引き続き、同氏が有する長年の戦略コンサルタントおよび経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社グループ経営の強化に向け適切な助言および監督を行っていただくことが期待できるため、社外取締役候補者となりました。</p>		
9	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">新 任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">社外取締役候補者</div> <p style="text-align: center;">す せき とも はる 栖 関 智 晴 (1957年2月18日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 —</p>	<p>1979年4月 住友電気工業(株) 入社  1997年1月 (株)レイケム 取締役  2001年11月 タイコエレクトロニクスレイケム(株) 代表取締役  2003年4月 (株)ディーアンドエムホールディングス 執行役員  2004年11月 (株)〇CC 代表取締役社長 兼 C E O  2007年3月 スミダコーポレーション(株) 執行役員 C〇〇  2010年9月 同 代表執行役員社長  2020年3月 同 取締役(現任)  同 同 リスクマネジメント委員会議長(現任)  2021年3月 同 指名委員 兼 報酬委員(現任)</p>
<p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要</p> <p>栖関智晴氏は、エレクトロニクス業界を中心とした複数のグローバル企業において経営者を歴任され、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験と見識を活かし、当社グループの経営の強化に向け適切な助言および監督を行っていただくことが期待できるため、社外取締役候補者となりました。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、すべての取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 取締役候補者中野庸一、清水新および栖関智晴の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であ

- ります。
- (2) 当社は、取締役候補者中野庸一および清水新の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、取締役候補者栖関智晴氏の選任が承認された場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
- (3) 社外取締役に就任してからの年数について
- ①中野庸一氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての就任期間は、2019年6月から本株主総会終結の時をもって約2年間であります。
  - ②清水新氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての就任期間は、2020年6月から本株主総会終結の時をもって約1年間であります。
- (4) 社外取締役の取締役会出席状況について
- ①中野庸一氏は、当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、主に経営者としての専門的見地から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。
  - ②清水新氏は、2020年6月16日の就任後に開催された取締役会11回のうち11回に出席し、主に経営者としての専門的見地から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。
4. 社外取締役との責任限定契約について
- 当社と中野庸一および清水新の各氏との間においては責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1千万円または法令が規定する金額のいずれか高い額としております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また、栖関智晴氏の選任が承認された場合、同氏との間で、同様の契約を締結する予定であります。
5. (株)ミスミグループ本社は、1989年5月に三住商事(株)から(株)ミスミへ商号変更し、2005年4月に(株)ミスミから(株)ミスミグループ本社へ商号変更しております。また、現(株)ミスミは、2005年4月に現(株)ミスミグループ本社から会社分割の方法により全事業を承継して設立されたものであります。
6. (株)駿河生産プラットフォームは、2011年1月に駿河精機(株)から(株)駿河生産プラットフォームへ商号変更しております。また、現駿河精機(株)は、2011年1月に現(株)駿河生産プラットフォームから会社分割の方法により同社の光関連機器、F A関連部品等の販売事業であるO S T事業を承継して設立されたものであります。
7. 報酬委員会について
- 当社は任意の委員会として、取締役の報酬等を定める報酬委員会を設置しております。各社外取締役候補者の選任が承認された場合、当社の報酬委員会は、独立社外取締役が過半数を占める構成となる予定であります。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役野末寿一氏および青野奈々子氏は任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">社外監査役候補者</div> <p style="text-align: center;">の ぜ え じ ゅ い ち 野 末 寿 一 (1960年8月15日生)</p> <p style="text-align: center;">所有する当社の株式の数 12,000株</p>	<p>1987年4月 弁護士登録 1990年12月 加藤法律特許事務所(現 静岡のぞみ法律特許事務所)入所(現任) 1996年3月 米国ニューヨーク州弁護士登録 1998年10月 弁理士登録 2000年6月 (株)駿河生産プラットフォーム 社外監査役 2003年3月 静岡瓦斯(株)(現 静岡ガス(株)) 社外監査役 2005年4月 (株)ミスミグループ本社 社外監査役(現任) 2015年3月 静岡瓦斯(株)(現 静岡ガス(株)) 社外取締役(現任) 2015年6月 レック(株) 社外取締役(監査等委員)(現任) 2018年6月 (株)赤阪鐵工所 社外取締役(現任)</p> <p>社外監査役候補者とした理由 野末寿一氏は、弁護士としての法務に関する専門的な知識や経験、当社および他の企業での社外監査役・社外取締役としての豊富な経験等を当社の監査体制の充実・強化のために活かし、独立した立場から公正かつ客観的な監査機能を果たしていただいております。今後も引き続き社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断したため、社外監査役候補者といいたしました。</p>

[社外監査役としての就任期間に関する補足説明]

野末寿一氏の社外監査役としての就任期間は、2005年4月から本株主総会終結の時をもって約16年3ヶ月であります。

同氏は現在の社外役員のなかで最も長く当社の経営を監査してきた経験と、当社の企業理念、経営戦略および事業運営ならびにそれらを踏まえた株主を含むステークホルダーへの貢献のあり方に関する深い理解を有しております。同氏は、これらの経験および理解を踏まえて、経営者に気づきや是正を促す発信力、法律の専門家の知見を当社の経営活動に適応させる応用力という面で、当社に対して余人をもって代えがたい貢献をしており、今後も独立した立場から公正かつ客観的な監査機能を果たすことが期待できます。複雑で重要な職務である監査役の高い経験値は、株主の利益につながる要素の一つであります。他の当社社外監査役および社外取締役の就任期間が比較的短いという状況も鑑みると、同氏の当社役員としての就任期間が長いことは、社外監査役としての独立性の面でマイナスの影響を及ぼすものではなく、むしろ寄与するものであると考えております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">再 任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">社外監査役候補者</div> <p style="text-align: center;">あおの ななこ 青野 奈々子 (1962年1月15日生)</p> <p style="text-align: center;">所有する当社の株式の数 —</p>	<p>1984年4月 日興証券(株)(現 S M B C日興証券(株)) 入社  1995年11月 中央青山監査法人 入所  2002年7月 (株)ビジコム(現 (株)OAGビジコム) 入社  2005年3月 同 取締役  2008年6月 (株)ダスキン 社外監査役  2010年5月 (株)GEN 代表取締役社長(現任)  2017年6月 (株)ミスミグループ本社 社外監査役(現任)  2019年6月 日本製紙(株) 社外監査役(現任)  2020年3月 オプテックスグループ(株) 社外取締役(現任)  2021年3月 明光ネットワークジャパン(株) 社外監査役(現任)</p> <p>社外監査役候補者とした理由  青野奈々子氏は、公認会計士として財務会計に関する相当程度の知見および経営者や監査役としての経歴から培ってきた幅広い見識を当社の監査体制の充実・強化のために活かし、独立した立場から公正かつ客観的な監査機能を果たしていただいております。今後も引き続き社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断したため、社外監査役候補者いたしました。</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、すべての監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 監査役候補者野末寿一および青野奈々子の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号の社外監査役候補者であります。
- (2) 当社は、監査役候補者野末寿一および青野奈々子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- (3) 社外監査役に就任してからの年数について
- ①野末寿一氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての就任期間は、2005年4月から本株主総会終結の時をもって約16年3ヶ月であります。
- ②青野奈々子氏は現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての就任期間は、2017年6月から本株主総会終結の時をもって約4年であります。
- (4) 社外監査役の実績について
- ①野末寿一氏は、当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会19回のうち19回に出席しております。
- ②青野奈々子氏は、当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会19回のうち19回に出席しております。
4. 社外監査役との責任限定契約について
- 当社と野末寿一および青野奈々子の各氏の間においては責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5百万円または法令が規定する金額のいずれか高い額としております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. (株)駿河生産プラットフォームは、2011年1月に駿河精機(株)から(株)駿河生産プラットフォームへ商号変更しております。



## 第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する退任時報酬としての株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を発行する件

当社は、2014年6月13日開催の当社第52期定時株主総会においてご承認いただいた年額2億2千万円以内の範囲で、取締役会の決議により、社外取締役を除く取締役に対し退任時報酬として株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を付与しております。

その内容は変更いたしません。本年3月1日施行の「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」への対応として、現行のストック・オプション制度を継続すべく、年額2億2千万円以内の範囲で下記新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、当社の取締役の報酬額は、2014年6月13日開催の当社第52期定時株主総会において、年額11億円以内にご承認いただいておりますが、この新株予約権の額は、当該報酬枠とは別に設定するものであります。当該株式報酬型ストック・オプションは退任時報酬として、退職後に行使することを条件とし、ストック・オプションAプランと称します。

この新株予約権におきまして、当社は、新株予約権の割当てを受ける取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、新株予約権の割当てを受ける取締役は、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより、新株予約権を取得することとします。

各取締役に支給する個別の報酬等の額および内容の詳細は取締役会にご一任いただきたいと存じます。なお、本議案の対象となる現在の社外取締役を除く取締役は5名でございますが、第2号議案を原案通りご承認いただきますと、社外取締役を除く取締役は6名となります。



ストック・オプションAプランとして発行する新株予約権の内容は、以下のとおりであります。

＜ストック・オプションAプランとして発行する新株予約権の要領＞

(1) 新株予約権の総数ならびに目的となる株式の種類および数

①新株予約権の総数

900個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

②目的となる株式の種類および数

当社普通株式90,000株を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は100株とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合その他付与株式数を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。

なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合その他行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

(4) 新株予約権の行使条件

①新株予約権の割当てを受けた当社取締役は、当社、当社子会社または当社関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。

②上記①以外の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。

(5) 新株予約権の取得事由

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で決議された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたと

き)は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

②当社は、取締役が上記(4)の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、同日時点で残存する取締役が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

(7) その他の内容

新株予約権に関するその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

なお、取締役会の決議により定めた「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」は事業報告47～48頁に記載のとおりであり、その内容は本議案をご承認いただいた場合の決定方針としても引き続き相当であると考えられることから、当該方針を変更することは予定しておりません。当該株式報酬型ストック・オプションは、取締役の中長期的な業績および企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として各取締役（社外取締役を除く）が在位する役職に応じて一定数の新株予約権を付与するものであり、当該方針に照らしても相当であると判断しております。

## 第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する中期インセンティブ報酬としての株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を発行する件

当社は、第4号議案に記載の、退任時報酬としての株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）とは別に、当社取締役（社外取締役を除く）に対する中期インセンティブ報酬としての株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を2014年6月13日開催の当社第52期定時株主総会においてご承認いただいた年額6億3千万円以内の範囲で、取締役会の決議により、社外取締役を除く取締役に対し付与しております。こちらにつきましても、その内容は変更いたしません、現行のストック・オプションの制度を継続すべく、年額6億3千万円以内の範囲で下記新株予約権を発行することにつきご承認をお願いいたしますと存じます。

なお、当社の取締役の報酬額は2014年6月13日開催の当社第52期定時株主総会において、年額11億円以内とご承認いただいておりますが、この新株予約権の額は、当該報酬枠とは別に設定するものであります。当該株式報酬型ストック・オプションは、中期の業績向上のインセンティブを目的に新株予約権の割当日より起算し、3年経過する日から10年経過する日までの期間を行使期間とし、ストック・オプションBプランと称します。

この新株予約権におきまして、当社は、新株予約権の割当てを受ける取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、新株予約権の割当てを受ける取締役は、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより、新株予約権を取得することとします。

各取締役に支給する個別の報酬等の額および内容の詳細は取締役会にご一任いただきたいと存じます。なお、現在の社外取締役を除く取締役は5名でございますが、第2号議案を原案どおりにご承認いただきますと、社外取締役を除く取締役は6名となります。

ストック・オプションBプランとして発行する新株予約権の内容は以下のとおりであります。

<ストック・オプションBプランとして発行する新株予約権の要領>

(1) 新株予約権の総数ならびに目的となる株式の種類および数

①新株予約権の総数

2,000個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

②目的となる株式の種類および数

当社普通株式200,000株を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は100株とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合その他付与株式数を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。

なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合その他行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の割当日より起算し、3年経過する日から10年経過する日までの期間とする。

(4) 新株予約権の行使条件

①新株予約権の割当てを受けた当社取締役は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記（3）の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。

②上記①以外の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。

#### (5) 新株予約権の取得事由

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で決議された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。
- ②当社は、取締役が上記（4）の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、同日時点で残存する取締役が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。

#### (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

#### (7) その他の内容

新株予約権に関するその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

なお、取締役会の決議により定めた「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」は、事業報告47～48頁に記載のとおりであり、その内容は本議案をご承認いただいた場合の決定方針としても引き続き相当であると考えられることから、当該方針を変更することは予定しておりません。当該株式報酬型ストック・オプションは、取締役の中長期的な業績および企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として各取締役（社外取締役を除く）の貢献度の評価に基づき在位する役職に応じた一定の範囲内で付与するものであり、当該方針に照らしても相当であると判断しております。

以 上

# 事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響が年間を通して続いたものの、中国では製造業を中心にいち早く経済が回復し、海外他地域の景況も期中より改善が見られ、設備投資需要は回復基調となりました。一方、日本においても同様に期末に半導体関連など一部の産業で回復の兆しが見えつつも、本格的な需要の回復には至りませんでした。

こうした環境の中においても、当社はメーカー事業と流通事業を併せ持つユニークな業態を活かしながら、これを支える事業基盤をグローバルで進化させ、顧客の确实短納期ニーズに応えることで世界の製造業に貢献しています。新型コロナウイルスの影響が続いている中、これまで当社が築いてきたIT、物流、製造の強固な事業基盤やグローバル拠点網を活用し、世界の顧客に対して安定供給を継続し短納期ニーズに対応しました。当連結会計年度は期中より海外の需要が回復したものの、上期の景況低迷の影響により、売上高は前年比微減となりました。一方で、利益は収益改善策の効果により増益を確保しました。

この結果、連結売上高は3,107億1千9百万円（前年同期比0.8%減）となりました。利益面につきましては、持続成長に不可欠な先行投資を厳選した上で継続しつつも、非効率業務の抜本的見直しなどにより販管費抑制を徹底したことで、営業利益は271億9千9百万円（前年同期比15.1%増）、経常利益は271億8千9百万円（前年同期比17.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は171億3千8百万円（前年同期比3.8%増）となりました。

(単位：百万円)

	売 上 高			営 業 利 益		
	前 連 結 会 計 年 度	当 連 結 会 計 年 度	増 減 率 (%)	前 連 結 会 計 年 度	当 連 結 会 計 年 度	増 減 率 (%)
F A 事 業	99,403	102,244	2.9	12,578	16,115	28.1
金 型 部 品 事 業	72,413	66,871	△7.7	5,009	4,930	△1.6
V O N A 事 業	141,519	141,602	0.1	6,052	6,152	1.7
合 計	313,337	310,719	△0.8	23,640	27,199	15.1

## ・報告セグメントの業績

### ① F A事業

F A事業は、中国が年間を通して好調に推移したことに加え、期中より各地域とも回復傾向となり、売上高は1,022億4千4百万円（前年同期比2.9%増）、営業利益については、売上数量の回復および収益改善策の徹底により、161億1千5百万円（前年同期比28.1%増）となりました。

### ② 金型部品事業

金型部品事業は、自動車関連が下期に緩やかな回復を見せたものの上期のマイナスを補えず、売上高は668億7千1百万円（前年同期比7.7%減）、営業利益については、売上減少の影響を販管費抑制によりカバーするも49億3千万円（前年同期比1.6%減）となりました。

### ③ VONA事業

VONA事業は、ミスミブランド以外の他社製品も含めた生産設備関連部品、製造副資材、MRO（消耗品）等を販売するミスミグループの流通事業です。国内は設備投資低迷の影響を受けたものの、海外は確実短納期の強化や新規顧客の開拓により概ね好調に推移し、売上高は1,416億2百万円（前年同期比0.1%増）、営業利益については、非効率業務の見直しや価格是正の効果で、61億5千2百万円（前年同期比1.7%増）となりました。

## (2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資は、全体で140億1千6百万円でした。その主な内容はシステム関連投資、物流拠点投資、および生産設備投資であります。これらに要する資金は自己資金にて充当しております。なお、設備の売却、除却等については重要なものではありません。

## (3) 対処すべき課題

世界経済および日本経済は、新型コロナウイルス感染影響の長期化や米中対立の影響などにより今後も不透明な経営環境が続くものと想定しています。一方で、産業界ではコロナ後を見据えて自動化の需要はグローバルで一層の高まりが期待されます。

当社では、こうした顧客のニーズに対応すべく、今後もIT、物流、製造の事業基盤を進化させ、「グローバル確実短納期」にさらに磨きをかけてまいります。また、より成長性・収益性の高い事業へのリソースシフトを加速するとともに、アフターコロナを含む市場構造転換、競争環境の変化への対応力を強化すべくモデルの革新に取り組みます。

### ①事業領域の拡大とグローバル展開

当社グループは、メーカー事業と流通事業を併せ持つ強みを最大限に発揮し、事業領域の拡大とグローバル展開を加速させています。

メーカー事業では、F A事業、金型部品事業をグローバルで展開。従来のカタログ・WEBに加え3D C A Dシステムに連携したサービスの提供を通じ、顧客の設備設計、調達プロセスを大幅に短縮させ、利便性の向上に貢献しています。

流通事業においては、VONA事業として他社ブランドを含めた商品領域を拡大させると同時に、当社顧客需要・特性に適合した独自の品揃えによりグローバル展開の加速を強力に推進しています。

こうした取り組みを通じて、グローバルでの顧客基盤の継続的な強化・拡大を図り、今後の持続的成長を実現してまいります。

### ②事業基盤（プラットフォーム）の進化

事業モデルを革新し競争優位性を構築すべく、IT、物流、製造の事業基盤の強化に取り組んでいます。足元の需要動向を踏まえて製造と物流への投資は受注見合いで抑制したものの、当社事業モデルの心臓部である基幹システムを抜本的に切り替えるためのIT強化投資は厳選し実行を継続しています。

引き続き、事業基盤の革新を継続することで、「グローバル確実短納期」のさらなる進化を図ります。

### ③収益体質の継続的改善

当社グループは、コロナ禍を契機に一層強い事業体質への転換を進めています。具体的には、自動化、IT化の活用による非効率業務の抜本的見直し、当社顧客の需要・特性にそぐわない商品の販売中止とサービス停止、市場での競争性を鑑みた価格設定の適正化などにより、収益の改善に取り組んでいます。

今後も成長性・収益性の高い事業やサービスへの絞りこみと集中を加速するとともに、中長期視野での収益改善策を徹底して実行し、収益体質の継続的改善に取り組めます。



**(4) 財産および損益の状況の推移**

区 分 \ 期 別	第56期 (2018年3月期)	第57期 (2019年3月期)	第58期 (2020年3月期)	第59期 (2021年3月期)
売 上 高 (百万円)	312,969	331,936	313,337	310,719
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	25,601	24,034	16,504	17,138
1株当たり当期純利益 (円)	91.01	84.80	58.18	60.36
総 資 産 (百万円)	243,492	252,393	264,684	288,921
純 資 産 (百万円)	186,719	205,424	211,630	233,569

(注) 第57期(2019年3月期)より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)の適用による表示方法の変更を行いましたため、第56期(2018年3月期)の数値につきましては、遡及適用した数値で表示しております。

**(5) 主要な事業内容**

F Aなどの自動機の標準部品を主に扱うF A事業、自動車や電子・電気機器などの金型部品を主に扱う金型部品事業、流通事業としてミスミブランド以外の他社商品も含めた生産設備関連部品に加え、製造副資材やMRO(消耗品)などを販売するVONA事業で構成されております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社ミスミ	百万円 850	100.0%	F A事業 金型部品事業 VONA事業
駿河精機株式会社	百万円 100	100.0%	F A事業
株式会社駿河生産プラットフォーム	百万円 491	100.0%	F A事業 金型部品事業 VONA事業
三島精機株式会社	百万円 80	100.0% (100.0%)	金型部品事業
株式会社ダイセキ	百万円 10	100.0% (100.0%)	F A事業
MISUMI Investment (Shanghai) Co., Ltd.	千RMB 608,542	100.0% (100.0%)	持株会社
MISUMI (CHINA) PRECISION MACHINERY TRADING CO., LTD.	千RMB 587,328	100.0% (100.0%)	F A事業 金型部品事業 VONA事業
MISUMI (Shanghai) Supply Chain Management Co., Ltd.	千RMB 14,142	100.0% (100.0%)	サプライチェーン管理
スルガセイキ科技（上海）有限公司	千RMB 25,325	100.0% (100.0%)	F A事業
MISUMI E.A. HK LIMITED	千HK\$ 8,000	100.0% (100.0%)	F A事業 金型部品事業 VONA事業
スルガセイキ（南通）有限公司	千RMB 624,769	100.0% (100.0%)	F A事業
スルガセイキ（上海）有限公司	千RMB 112,992	100.0% (100.0%)	F A事業 金型部品事業
スルガセイキ（佛山）有限公司	千RMB 27,915	100.0% (100.0%)	F A事業
Wuhan Dong Feng Connell Die & Mold Standard Parts Co., Ltd.	千RMB 13,117	63.0% (63.0%)	金型部品事業

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
MISUMI TAIWAN CORP.	千NT\$ 15,000	100.0% (100.0%)	F A 事業 金型部品事業 VONA 事業
MISUMI KOREA CORP.	千KRW 700,000	100.0%	F A 事業 金型部品事業 VONA 事業
SURUGA KOREA CO., LTD.	千KRW 2,502,840	100.0% (100.0%)	F A 事業
MISUMI Vietnam CO., LTD.	百万VND 405,237	100.0% (100.0%)	F A 事業 金型部品事業 VONA 事業
SAIGON PRECISION CO., LTD.	千US\$ 95,200	100.0% (100.0%)	F A 事業 金型部品事業
MISUMI (THAILAND) CO., LTD.	千THB 118,805	100.0% (100.0%)	F A 事業 金型部品事業 VONA 事業
SURUGA (THAILAND) CO., LTD.	千THB 107,000	100.0% (100.0%)	金型部品事業
MISUMI INDIA Pvt. Ltd.	千INR 1,878,720	100.0% (100.0%)	F A 事業 金型部品事業 VONA 事業
SURUGA India Pvt. Ltd.	千INR 360,460	100.0% (99.7%)	金型部品事業
MISUMI SOUTH EAST ASIA PTE. LTD.	千S\$ 1,000	100.0% (100.0%)	F A 事業 金型部品事業 VONA 事業
MISUMI TREASURY SINGAPORE PTE. LTD.	千US\$ 89,300	100.0% (99.9%)	グループファイナンス業務等
MISUMI MALAYSIA SDN. BHD.	千MYR 2,500	100.0% (100.0%)	F A 事業 金型部品事業 VONA 事業
PT. MISUMI INDONESIA	百万IDR 127,552	100.0% (100.0%)	F A 事業 金型部品事業 VONA 事業
MISUMI USA, INC.	千US\$ 4,900	100.0% (100.0%)	
MISUMI Investment USA Corporation	US\$ 100	100.0% (100.0%)	持株会社
Dayton Lamina Corporation	US\$ 1,000	100.0% (100.0%)	

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
Dayton Progress International Corporation	US\$ 2,500	100.0% (100.0%)	金型部品事業
Dayton Progress Corporation	千US\$ 348	100.0% (100.0%)	
Anchor Lamina America, Inc.	US\$ 0	100.0% (100.0%)	
P.C.S. Company	千US\$ 500	100.0% (100.0%)	
Connell Asia Limited LLC	千US\$ 1,000	100.0% (100.0%)	持株会社
Connell Anchor America, Inc.	US\$ 0	100.0% (100.0%)	
Dayton Progress Canada, Ltd.	CA\$ 100	100.0% (100.0%)	金型部品事業
MISUMI Mexico S. de R.L. de C.V.	千MXN 172,636	100.0% (100.0%)	F A 事業 金型部品事業 VONA 事業
MISUMI Mexico Service S. de R.L. de C.V.	千MXN 107	100.0% (100.0%)	
Dayton Progress (Mexico), S. de R.L. de C.V.	千MXN 148,982	100.0% (100.0%)	金型部品事業
Dayton Progress (Mexico) Services, S. de R.L. de C.V.	千MXN 3	100.0% (100.0%)	
MISUMI Europa GmbH	千EUR 6,500	100.0% (100.0%)	F A 事業 金型部品事業 VONA 事業
Dayton Progress GmbH	千EUR 3,233	100.0% (100.0%)	金型部品事業
Dayton Progress SAS	千EUR 440	100.0% (100.0%)	
Dayton Progress Ltd.	GBP 100	100.0% (100.0%)	
Dayton Progress-Perfuradores Lda	千EUR 400	100.0% (100.0%)	
Dayton Progress s.r.o.	千CZK 200	100.0% (100.0%)	

- (注) 1. 「当社の出資比率」の欄の(内書)は間接所有であります。  
2. 出資比率のパーセントは、小数点第2位以下を四捨五入しております。

## ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計	当社の総資産額
株式会社ミスミ	東京都文京区後楽二丁目5番1号	25,295百万円	71,104百万円

## (7) 主要な営業所および事業所

## ① 当社

名称	所在地
本社	東京都文京区

## ② 子会社

## ・国内

名称	所在地
株式会社ミスミ	東京都文京区
駿河精機株式会社	静岡県静岡市
株式会社駿河生産プラットフォーム	静岡県静岡市
三島精機株式会社	静岡県駿東郡
株式会社ダイセキ	兵庫県神戸市

## ・海外

名称	所在地
MISUMI Investment (Shanghai) Co., Ltd.	中国上海
MISUMI (CHINA) PRECISION MACHINERY TRADING CO., LTD.	中国上海
MISUMI (Shanghai) Supply Chain Management Co., Ltd.	中国上海

名 称	所 在 地			
スルガセイキ科技（上海）有限公司	中	国	上	海
MISUMI E.A. HK LIMITED	中	国	香	港
スルガセイキ（南通）有限公司	中	国	南	通
スルガセイキ（上海）有限公司	中	国	上	海
スルガセイキ（佛山）有限公司	中	国	佛	山
Wuhan Dong Feng Connell Die & Mold Standard Parts Co., Ltd.	中	国	武	漢
MISUMI TAIWAN CORP.	台	湾	台	北
MISUMI KOREA CORP.	韓	国	ソ	ウ
SURUGA KOREA CO., LTD.	韓	国	京	畿
MISUMI Vietnam CO., LTD.	ベ	ト	ナ	ム
SAIGON PRECISION CO., LTD.	ベ	ト	ナ	ム
MISUMI (THAILAND) CO., LTD.	タ	イ	ラ	ヨ
SURUGA (THAILAND) CO., LTD.	タ	イ	ラ	ヨ
MISUMI INDIA Pvt. Ltd.	イ	ン	ド	グ
SURUGA India Pvt. Ltd.	イ	ン	ド	グ
MISUMI SOUTH EAST ASIA PTE. LTD.	シ	ン	ガ	ポ
MISUMI TREASURY SINGAPORE PTE. LTD.	シ	ン	ガ	ポ
MISUMI MALAYSIA SDN. BHD.	マ	レ	ー	シ
PT. MISUMI INDONESIA	イ	ン	ド	ネ
MISUMI USA, INC.	米	国	イ	リ
MISUMI Investment USA Corporation	米	国	デ	ラ
Dayton Lamina Corporation	米	国	オ	ハ
Dayton Progress International Corporation	米	国	オ	ハ
Dayton Progress Corporation	米	国	オ	ハ

名 称	所 在 地
Anchor Lamina America, Inc.	米 国 ミ シ ガ ン
P.C.S. Company	米 国 ミ シ ガ ン
Dayton Progress Canada, Ltd.	カ ナ ダ オ ン タ リ オ
MISUMI Mexico S. de R.L. de C.V.	メ キ シ コ ケ レ タ コ
MISUMI Mexico Service S. de R.L. de C.V.	メ キ シ コ ケ レ タ コ
Dayton Progress (Mexico), S. de R.L. de C.V.	メ キ シ コ ケ レ タ コ
Dayton Progress (Mexico) Services, S. de R.L. de C.V.	メ キ シ コ ケ レ タ コ
MISUMI Europa GmbH	ド イ ツ フ ラ ン ク フ ル ト
Dayton Progress GmbH	ド イ ツ オ ー バ ー ウ ル ゼ ル
Dayton Progress SAS	フ ラ ン ス モ ー
Dayton Progress Ltd.	英 国 ウ オ リ ッ ク シ ャ ー
Dayton Progress-Perfuradores Lda	ポ ル ト ガ ル ア ル コ バ サ
Dayton Progress s.r.o.	チ ェ コ ベ ナ ー ト キ ・ ナ ト ・ イ ゼ ロ ウ

### (8) 従業員の状況

従 業 員 数 (名)	前期末比増減数 (名)
11,682	456 減

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。  
 2. 派遣社員等の臨時従業員数を含む 2021年3月末時点の人員数は12,770名であります。

### (9) 主要な借入先

金融機関からの借入金はありません。

なお、取引金融機関とコミットメントライン契約（融資限度額150億円）を締結しております。

### (10) 剰余金の配当等の決定に関する方針

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,020,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 284,114,737株 (自己株式129,760株を除く)
- (3) 株主数 5,888名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社日本カストディ銀行	49,153,800	17.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	35,411,500	12.5
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	15,349,605	5.4
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	7,305,191	2.6
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	6,678,500	2.4
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	5,489,700	1.9
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	4,491,817	1.6
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	4,292,056	1.5
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	4,186,964	1.5
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	3,673,827	1.3

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (129,760株) を控除して計算しております。  
2. 持株比率のパーセントは、小数点第2位以下を四捨五入しております。



### 3. 新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日における当社役員の保有する新株予約権の状況

回次	第20回新株予約権
発行決議の日	2014年6月13日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	3名
当社社外取締役（社外役員に限る）	一名
当社監査役	一名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	21,900株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2014年11月8日～2044年11月7日
新株予約権の主な行使条件	<p>イ. 取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。</p> <p>ロ. 上記イ. 以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。</p>
新株予約権の取得事由	<p>イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。</p> <p>ロ. 当社は、取締役が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する取締役が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。</p>
有利な条件の内容	—

回次	第23回新株予約権
発行決議の日	2016年2月10日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	3名
当社社外取締役（社外役員に限る）	一名
当社監査役	一名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	18,100株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2016年2月26日～2046年2月25日
新株予約権の主な行使条件	<p>イ. 取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。</p> <p>ロ. 上記イ. 以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。</p>
新株予約権の取得事由	<p>イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。</p> <p>ロ. 当社は、取締役が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する取締役が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。</p>
有利な条件の内容	—

回次	第26回新株予約権
発行決議の日	2016年9月15日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	3名
当社社外取締役（社外役員に限る）	一名
当社監査役	一名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	15,400株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2016年10月4日～2046年10月3日
新株予約権の主な行使条件	<p>イ. 取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。</p> <p>ロ. 上記イ. 以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。</p>
新株予約権の取得事由	<p>イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。</p> <p>ロ. 当社は、取締役が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する取締役が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。</p>
有利な条件の内容	—

回次	第27回新株予約権
発行決議の日	2016年9月15日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	2名
当社社外取締役（社外役員に限る）	一名
当社監査役	一名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	37,700株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2019年10月3日～2026年10月2日
新株予約権の主な行使条件	<p>イ. 取締役は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、取締役が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。</p> <p>ロ. 上記イ. 以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。</p>
新株予約権の取得事由	<p>イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。</p> <p>ロ. 当社は、取締役が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する取締役が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。</p>
有利な条件の内容	—

回次	第29回新株予約権
発行決議の日	2017年9月21日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	3名
当社社外取締役（社外役員に限る）	一名
当社監査役	一名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	11,500株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2017年10月7日～2047年10月6日
新株予約権の主な行使条件	<p>イ. 取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。</p> <p>ロ. 上記イ. 以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。</p>
新株予約権の取得事由	<p>イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。</p> <p>ロ. 当社は、取締役が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する取締役が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。</p>
有利な条件の内容	—

回次	第30回新株予約権
発行決議の日	2017年9月21日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	2名
当社社外取締役（社外役員に限る）	一名
当社監査役	一名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	28,300株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2020年10月6日～2027年10月5日
新株予約権の主な行使条件	<p>イ. 取締役は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、取締役が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。</p> <p>ロ. 上記イ. 以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。</p>
新株予約権の取得事由	<p>イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。</p> <p>ロ. 当社は、取締役が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する取締役が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。</p>
有利な条件の内容	—

回次	第32回新株予約権
発行決議の日	2018年6月21日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	4名
当社社外取締役（社外役員に限る）	一名
当社監査役	一名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	12,100株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2018年7月7日～2048年7月6日
新株予約権の主な行使条件	<p>イ. 取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。</p> <p>ロ. 上記イ. 以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。</p>
新株予約権の取得事由	<p>イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。</p> <p>ロ. 当社は、取締役が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する取締役が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。</p>
有利な条件の内容	—

回次	第33回新株予約権
発行決議の日	2018年6月21日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	4名
当社社外取締役（社外役員に限る）	一名
当社監査役	一名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	77,500株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2021年7月6日～2028年7月5日
新株予約権の主な行使条件	<p>イ. 取締役は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、取締役が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。</p> <p>ロ. 上記イ. 以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。</p>
新株予約権の取得事由	<p>イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。</p> <p>ロ. 当社は、取締役が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する取締役が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。</p>
有利な条件の内容	—



回次	第35回新株予約権
発行決議の日	2019年6月20日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	5名
当社社外取締役（社外役員に限る）	一名
当社監査役	一名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	18,100株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2019年7月6日～2049年7月5日
新株予約権の主な行使条件	<p>イ. 取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員いずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。</p> <p>ロ. 上記イ. 以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。</p>
新株予約権の取得事由	<p>イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。</p> <p>ロ. 当社は、取締役が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する取締役が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。</p>
有利な条件の内容	—

回次	第36回新株予約権
発行決議の日	2019年6月20日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	4名
当社社外取締役（社外役員に限る）	一名
当社監査役	一名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	76,400株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2022年7月5日～2029年7月4日
新株予約権の主な行使条件	<p>イ. 取締役は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、取締役が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。</p> <p>ロ. 上記イ. 以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。</p>
新株予約権の取得事由	<p>イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。</p> <p>ロ. 当社は、取締役が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する取締役が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。</p>
有利な条件の内容	—

回次	第38回新株予約権
発行決議の日	2020年6月25日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	5名
当社社外取締役（社外役員に限る）	一名
当社監査役	一名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	21,100株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2020年7月11日～2050年7月10日
新株予約権の主な行使条件	<p>イ. 取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。</p> <p>ロ. 上記イ. 以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。</p>
新株予約権の取得事由	<p>イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。</p> <p>ロ. 当社は、取締役が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する取締役が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。</p>
有利な条件の内容	—

回次	第39回新株予約権
発行決議の日	2020年6月25日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	5名
当社社外取締役（社外役員に限る）	一名
当社監査役	一名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	108,200株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2023年7月10日～2030年7月9日
新株予約権の主な行使条件	<p>イ. 取締役は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、取締役が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。</p> <p>ロ. 上記イ. 以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。</p>
新株予約権の取得事由	<p>イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。</p> <p>ロ. 当社は、取締役が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する取締役が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。</p>
有利な条件の内容	—

## (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員および使用人に対して交付された新株予約権の内容の概要

回次	第40回新株予約権
発行決議の日	2021年3月12日
交付された者の人数	
当社使用人 (当社の役員を兼ねている者を除く)	40名
当社の子会社の役員および使用人 (当社の役員または使用人を兼ねている者を除く)	54名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	99,500株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2024年3月29日～2031年3月28日
新株予約権の主な行使条件	<p>イ. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。</p> <p>ロ. 上記イ. 以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。</p>
新株予約権の取得事由	<p>イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。</p> <p>ロ. 当社は、新株予約権者が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権者が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。</p>
有利な条件の内容	—

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	西本甲介	
代表取締役社長	大野龍隆	株式会社ミスミ 代表取締役社長
常務取締役	男澤一郎	株式会社ミスミ 欧米事業統括
常務取締役 C I O	佐藤年成	株式会社ミスミグループ本社 デジタルトランスフォーメーションシステムプラットフォーム 代表執行役員
取 締 役	池口徳也	
取 締 役	中野庸一	株式会社中庸 代表取締役社長
取 締 役	清水新	株式会社インターワークス 社外取締役 株式会社夢真ビーネックスグループ 社外取締役
常勤監査役	宮本博史	株式会社駿河生産プラットフォーム 監査役 駿河精機株式会社 監査役
監 査 役	野末寿一	弁護士（静岡のぞみ法律特許事務所） 静岡ガス株式会社 社外取締役 レック株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社赤阪鐵工所 社外取締役
監 査 役	青野奈々子	株式会社G E N 代表取締役社長 日本製紙株式会社 社外監査役 オプテックスグループ株式会社 社外取締役 明光ネットワークジャパン株式会社 社外監査役

- (注)1. 取締役中野庸一および清水新の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役野末寿一および青野奈々子の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 監査役野末寿一氏は、弁護士の資格を有しております。  
 4. 監査役青野奈々子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 当社は、取締役中野庸一、取締役清水新、監査役野末寿一および監査役青野奈々子の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 6. 取締役小城武彦氏は、2020年11月19日をもって退任致しました。

**(2) 取締役および監査役の報酬等の額**

## ①取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			支給対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬 (賞与)	非金銭報酬 (ストック・ オプション)	
取締役 (うち社外取締役)	633 (25)	288 (25)	41 (-)	303 (-)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	36 (16)	36 (16)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計	669	324	41	303	11

## ②業績連動報酬等に関する事項

当社は、取締役に対して業績連動報酬等として賞与を支給しております。業績連動報酬等の額は、連結会計年度毎の会社業績への貢献意欲を高めるため、各連結会計年度の連結経常利益および配当額等を算定の基礎としており、これらを総合的に勘案のうえ、各取締役の報酬額を決定しております。当連結会計年度における業績指標の実績は、連結経常利益については連結損益計算書（56頁）に、配当額については参考書類第1号議案（6頁）に記載のとおりであります。

## ③非金銭報酬等の内容

取締役が株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対してストック・オプションを交付しております。当該ストック・オプションの内容およびその交付状況は、「3. 新株予約権等に関する事項」（32～43頁）に記載のとおりであります。

## ④取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬の額は、2014年6月13日開催の第52回定時株主総会において年額11億円以内（うち社外取締役4千万円以内）と決議しております。（使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与およびストック・オプションとしての新株予約権は含んでおりません。）当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役1名）であります。

また、当該報酬とは別枠で2014年6月13日開催の第52回定時株主総会において、退任時報酬としての株式報酬型ストック・オプション（ストック・オプションAプラン）の額を年額2億2千万円以内、中期インセンティブ報酬としての株式報酬型ストック・オプション（ストック・オプションBプラン）の額を年額6億3千万円以内と決議しております。（いずれも社外取締役は付与対象外です。）当該定時株主総会終結時点の取締役

の員数は7名（うち社外取締役1名）であります。

当社監査役の報酬等の額は、1993年6月28日開催の第31回定時株主総会において年額5千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

#### ⑤取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月18日の取締役会において取締役の個人別の報酬等に係る決定方針（以下「決定方針」という）を定めており、その内容は下記のとおりであります。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行ったうえで合議により具体的な決定を行っているため、取締役会としても当該内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

### 記

#### 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

##### 1. 役員報酬の基本方針および構成

当社は取締役の報酬等の額に関して、過去の経験、市場水準とその貢献に照らして妥当な報酬を付与することを方針とする。具体的には、取締役の報酬は、定額の「基本報酬」と、会社業績等によって支給額が変動する「業績連動報酬」と、非金銭報酬としての「ストック・オプション」の3つで構成する。なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみの支給とする。

##### (1) 基本報酬

基本報酬については、各取締役の役割と職位に応じて金額を決定し、市場水準等を勘案し、月例の固定報酬として支給する。

##### (2) 業績連動報酬（賞与）

業績連動報酬は、連結会計年度毎の会社業績への貢献意欲を高める目的で、各連結会計年度の連結経常利益および配当額等を総合的に勘案のうえ各取締役の報酬額を決定し、賞与として毎年、一定の時期に支給する。

##### (3) 非金銭報酬（ストック・オプション）

非金銭報酬は、中長期的な業績および企業価値向上への貢献意欲を高める目的でストック・オプションとし、退任時報酬としての株式報酬型ストック・オプション（ストック・オプションAプラン）と中期インセンティブ報酬としての株式報酬型ストック・オプション（ストック・オプションBプラン）の2種類とする。Aプランについては、各役員が在位する役職に応じて一定数の新株予約権を付与し、Bプランについては各役員の貢献度の評価を行い、在位する役職に応じた一定の範囲内で、いずれも毎年一定の時期に付与するものとする。



## 2. 基本報酬、業績連動報酬、非金銭報酬等の額の割合

当社の取締役の報酬の構成割合は、当社の経営戦略・事業環境、職責および中長期的なインセンティブ等を踏まえ、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を参考に、適切に設定する。なお、業績連動報酬の額とストック・オプションBプランの付与数は、業績および個人評価に応じて変動し、年度によっては全く支給しないこともあり得る。

## 3. 取締役の個人別の報酬等の決定方法

取締役の個人別の報酬その他報酬に関する事項については、代表取締役社長が報酬案を作成の上、社外取締役、代表取締役会長および代表取締役社長で構成される報酬委員会（委員長は社外取締役）にて、各委員の合議の上決定することとする。なお、ストック・オプションについては、同様の手続きでの報酬委員会における決定に加えて、取締役会で発行の決議を行う。

以上

### ⑥取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、個人別の報酬その他報酬に関する事項について、代表取締役社長大野龍隆氏が報酬案を作成の上、社外取締役中野庸一氏、社外取締役小城武彦氏、代表取締役会長西本甲介氏および代表取締役社長大野龍隆氏で構成される報酬委員会にて、各委員の合議の上決定いたしました。個人別の報酬その他報酬に関する事項の決定権限を報酬委員会に委任した理由は、報酬の決定についての透明性および説明責任を強化するためです。なお、ストック・オプションについては、発行の都度、報酬委員会で付与数等を審議・決定の上、取締役会にて決議しております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との間に、重要な取引関係等はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
<p>小城武彦 (社外取締役)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会への出席状況および発言状況ならびに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 当事業年度開催の取締役会10回のうち9回に出席し、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見地から議案・審議等につき積極的に意見を述べ助言を行っており、独立した立場から当社グループ経営を監督しております。</li> <li>・取締役の意見により変更された事業方針 該当事項はありません。</li> <li>・当社の「不祥事等の内容」に関する対応の概要 該当事項はありません。</li> </ul>
<p>中野庸一 (社外取締役)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会への出席状況および発言状況ならびに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見地から議案・審議等につき積極的に意見を述べ助言を行っており、独立した立場から当社グループ経営を監督しております。</li> <li>・取締役の意見により変更された事業方針 該当事項はありません。</li> <li>・当社の「不祥事等の内容」に関する対応の概要 該当事項はありません。</li> </ul>
<p>清水新 (社外取締役)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会への出席状況および発言状況ならびに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 2020年6月16日の就任以後の当事業年度開催の取締役会11回のうち11回に出席し、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見地から議案・審議等につき積極的に意見を述べ助言を行っており、独立した立場から当社グループ経営を監督しております。</li> <li>・取締役の意見により変更された事業方針 該当事項はありません。</li> <li>・当社の「不祥事等の内容」に関する対応の概要 該当事項はありません。</li> </ul>
<p>野末寿一 (社外監査役)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会および監査役会への出席状況および発言状況 当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、また、監査役会19回のうち19回に出席し、主に弁護士としての専門の見地から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。</li> <li>・監査役の意見により変更された事業方針 該当事項はありません。</li> <li>・当社の「不祥事等の内容」に関する対応の概要 該当事項はありません。</li> </ul>

氏名	主な活動状況
青野 奈々子 (社外監査役)	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役会および監査役会への出席状況および発言状況 当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、また、監査役会19回のうち19回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。</li> <li>監査役の見解により変更された事業方針 該当事項はありません。</li> <li>当社の「不祥事等の内容」に関する対応の概要 該当事項はありません。</li> </ul>

(注) 社外取締役小城武彦氏につきましては、2020年11月19日の退任までの状況を記載しております。

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第29条第2項および同第39条第2項に、社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役および社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

区分	責任限定契約の内容の概要
社外取締役	当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、社外取締役の会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1千万円または法令が規定する金額のいずれか高い額としております。
社外監査役	当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、社外監査役の会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5百万円または法令が規定する金額のいずれか高い額としております。

### ④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社および会社法上の当社子会社の過去、現在または将来における取締役、監査役、執行役、会計参与、執行役員（適用される法域においてこれらに準ずる地位に対応すると解される個人を含みます。）ならびに管理監督および指揮命令を行う従業員（常勤、非常勤および季節的な従業員を含みます。）であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (4) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                    |        |
|------------------------------------|--------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務の報酬               | 9千1百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 9千4百万円 |

なお、当社の主要な海外子会社は、Deloitte Touche Tohmatsuの監査を受けております。

- (注) 1. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬の額は、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬の額の合計であります。
2. 上記報酬等について、監査役会は、会計監査人の監査計画の概要、会計監査人の職務遂行状況および報酬の見積りの算定根拠等を確認・検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき相当と判断し、会社法第399条第1項に基づく同意を行っております。

### (5) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である、会計に関する助言・指導業務等についての対価を支払っております。

### (6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、当社都合のほか、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行うこととしております。

なお、検討の結果、解任または不再任が妥当であると判断した場合には、当社監査役会規則に則り「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議議案とすることおよびその内容を決定いたします。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社の取締役会は、2015年5月14日開催の取締役会で、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に基づき「内部統制システムの基本方針」の決議を行っており、その内容は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - ・取締役会、グループ本社役員会等重要な会議における議事録を法令、規程に従い作成し、適切に保管する。
- ② 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・ミスミグループ本社およびその子会社（以下総称して「ミスミグループ」と呼ぶ）の法令遵守、環境、情報、輸出管理、自然災害等のリスクに対しては、各種規程・社内ルール・マニュアルを整備し、リスク管理体制を構築する。
  - ・ミスミグループに不測の事態が発生した場合は、対策本部を設置し迅速に対応するとともに、その経過を取締役に報告する。
- ③ 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・ミスミグループの経営計画は最終的に取締役会で承認を行い、月次開催のグループ本社役員会にてその進捗確認を行う。
  - ・進捗確認等により発見された重要事項は、取締役会またはグループ本社役員会等で討議する。
  - ・毎月の取締役会では、業績報告を行い、業績の監視と重要事項に対する助言および指導を行う。
- ④ 当社および当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ・ミスミグループの役職員は、ミスミグループ行動規範を遵守し、法令および定款に適合することを確保する。
  - ・職務権限規程等のミスミグループの意思決定ルールにより、職務の執行が適正に行われる体制をとる。
  - ・法令や規程・社内ルールに対する違反、および違反の疑いがある行為の早期発見のために、ミスミグループ全体を対象とした内部通報制度を設置し、通報者への不利益な取扱いの防止を保証する。
- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告その他当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ・ミスミグループ本社は、各子会社の業績および業務の執行状況について、月1回、子会社に報告させる。
  - ・ミスミグループ本社は、グループ本社役員会で各子会社における業績報告や経営計画の進捗確認を行うことで、各子会社の業務の適正性を確保する。
  - ・内部監査部門は、各子会社に対して定期的に業務監査を実施する。
  - ・反社会的勢力に対して、ミスミグループ行動規範でその関係断絶を定め、ミスミグループ全体として毅然とした態度で臨み対応する。

- ⑥ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
  - ・ 監査役は監査役補助者の任命を自由に行えるものとし、監査役補助者の人事異動、評価等については、監査役が関与する。
  - ・ 監査役補助者は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指示に従って業務を遂行する。
- ⑦ 当社の監査役への報告に関する体制
  - ・ 監査役は取締役会、グループ本社役員会等の重要な会議に出席し、取締役および使用人は、ミスミグループに著しい影響を及ぼす事実が発生または発生する恐れがあるときは監査役に速やかに報告する。
  - ・ ミスミグループの役職員は、監査役から業務執行に関する報告を求められたときは、これに応じて適切に報告を行う。
  - ・ 監査役は会計監査人や内部監査部門と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行い、会計監査人に対しては、必要に応じて報告を求める。
  - ・ 内部通報制度の担当部署は、ミスミグループの内部通報の状況について定期的に監査役に報告する。
  - ・ 監査役へ報告を行ったミスミグループの役職員への不利益な取扱いの防止を保証する。
- ⑧ 当社の監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項
  - ・ 監査役の職務の執行について生じる費用等につき、毎年一定額の予算を設ける。また、その他監査役の職務の執行について必要な費用については、監査役からの請求により速やかに前払いまたは費用精算を行う。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムの基本方針」を定め、業務の適正を確保する体制を整備しています。当該基本方針は、社内外の環境変化等の必要性に応じて見直しており、上記のとおり、2015年5月14日開催の取締役会において、会社法改正を反映した改訂を決議しています。

当社は、「内部統制システムの基本方針」の当事業年度の運用状況について評価を行い、内部統制システムは適正に運用されており重大な不備はないことを確認しました。

当事業年度における、内部統制システムに関する主な取り組みは、以下のとおりであります。

- ・当社は、取締役会を14回開催しました。取締役会およびグループ本社役員会は、グループとしての重要な意思決定を行うと共に、企業体・プラットフォーム・子会社の執行状況の確認・監督指導等の役割機能を適切に果たしています。
- ・当社グループの主要拠点において事業遂行・情報・財務・人事労務・法務等の総合的なリスク評価を定期的に行っています。その結果を踏まえて、重要なリスクに対しては、主管部門を明確にし、対応策を実施しています。重要なリスクへの対応の一つとして、災害等の発生時の事業継続計画（BCP）を準備しており、それに基づき新型コロナウイルスの対策本部を設置し、適切な対応を行ってまいりました。
- ・当社グループの重要拠点において、コンプライアンス研修や法務研修を実施し、その研修においてミスミグループ行動規範や法令遵守の周知徹底を図っています。
- ・当社グループ全体を対象とした内部通報制度を設置し、適切に運用しています。
- ・監査役および監査役会の体制整備や連携については、社外取締役を含む取締役との面談機会や当社グループの管理部門との連携に加え、専任の子会社監査役の任命など、監査環境の拡充が図られています。また監査役補佐体制は安定的に運営されています。

## (3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

---

※本事業報告の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>203,976</b>	<b>流動負債</b>	<b>42,591</b>
現金及び預金	72,428	支払手形及び買掛金	19,458
受取手形及び売掛金	71,687	リース債務	1,208
商品及び製品	46,329	未払金	8,024
仕掛品	2,513	未払法人税等	2,775
原材料及び貯蔵品	6,501	賞与引当金	3,571
未収還付法人税等	99	役員賞与引当金	41
その他	4,693	その他	7,510
貸倒引当金	△277	<b>固定負債</b>	<b>12,760</b>
<b>固定資産</b>	<b>84,945</b>	リース債務	2,874
<b>有形固定資産</b>	<b>42,488</b>	繰延税金負債	845
建物及び構築物	14,314	退職給付に係る負債	6,811
機械装置及び運搬具	15,808	その他	2,228
土地	3,950	<b>負債合計</b>	<b>55,351</b>
使用権資産	3,633	<b>(純資産の部)</b>	
建設仮勘定	2,252	<b>株主資本</b>	<b>227,929</b>
その他	2,529	資本金	13,436
<b>無形固定資産</b>	<b>31,781</b>	資本剰余金	23,791
ソフトウェア	26,215	利益剰余金	190,779
その他	5,565	自己株式	△78
<b>投資その他の資産</b>	<b>10,675</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>3,217</b>
投資有価証券	6	為替換算調整勘定	3,371
繰延税金資産	6,094	退職給付に係る調整累計額	△153
その他	4,917	<b>新株予約権</b>	<b>1,787</b>
貸倒引当金	△343	<b>非支配株主持分</b>	<b>634</b>
<b>資産合計</b>	<b>288,921</b>	<b>純資産合計</b>	<b>233,569</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>288,921</b>



## 連結損益計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		310,719
売上原価		175,841
売上総利益		134,878
販売費及び一般管理費		107,679
営業利益		27,199
営業外収益		
受取利息	306	
持分法による投資利益	29	
雑収入	343	678
営業外費用		
支払利息	67	
売上割引	77	
為替差損	256	
固定資産除却損	129	
雑損失	156	688
経常利益		27,189
特別損失		
固定資産売却損	392	
減損損失	3,300	3,693
税金等調整前当期純利益		23,496
法人税、住民税及び事業税	7,008	
法人税等調整額	△689	6,319
当期純利益		17,176
非支配株主に帰属する当期純利益		38
親会社株主に帰属する当期純利益		17,138

連結株主資本等変動計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2020年4月1日残高	13,231	23,586	177,317	△78	214,057
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	205	205	－	－	410
剰余金の配当	－	－	△3,676	－	△3,676
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	17,138	－	17,138
自己株式の取得	－	－	－	△0	△0
自己株式の処分	－	0	－	0	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	205	205	13,462	△0	13,871
2021年3月31日残高	13,436	23,791	190,779	△78	227,929

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
2020年4月1日残高	△4,455	△88	△4,543	1,560	555	211,630
連結会計年度中の変動額						
新株の発行	－	－	－	－	－	410
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△3,676
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	17,138
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△0
自己株式の処分	－	－	－	－	－	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	7,826	△65	7,761	226	79	8,067
連結会計年度中の変動額合計	7,826	△65	7,761	226	79	21,939
2021年3月31日残高	3,371	△153	3,217	1,787	634	233,569

# 計算書類

## 貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>31,422</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,923</b>
現金及び預金	17,549	未払金	2,620
未収入金	4,619	関係会社預り金	1,252
関係会社預け金	9,225	未払法人税等	259
その他	28	賞与引当金	598
		役員賞与引当金	41
		その他	151
		<b>固定負債</b>	<b>1,544</b>
		退職給付引当金	1,497
		その他	47
		<b>負債合計</b>	<b>6,468</b>
<b>固定資産</b>	<b>39,681</b>	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>39,681</b>	<b>株主資本</b>	<b>62,848</b>
関係会社株式	32,320	資本金	13,436
関係会社長期貸付金	6,093	資本剰余金	20,692
繰延税金資産	1,158	資本準備金	20,134
その他	110	その他資本剰余金	557
		<b>利益剰余金</b>	<b>28,800</b>
		利益準備金	402
		その他利益剰余金	28,397
		別途積立金	27,400
		繰越利益剰余金	997
		自己株式	△80
		<b>新株予約権</b>	<b>1,787</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>64,636</b>
<b>資産合計</b>	<b>71,104</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>71,104</b>

損益計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		22,120
営業費用		18,441
<b>営業利益</b>		<b>3,679</b>
営業外収益		
受取利息	114	
受取手数料	341	
雑収入	1	456
営業外費用		
支払利息	0	
為替差損	0	
雑損失	1	1
<b>経常利益</b>		<b>4,134</b>
<b>税引前当期純利益</b>		<b>4,134</b>
法人税、住民税及び事業税	427	
法人税等調整額	△213	214
<b>当期純利益</b>		<b>3,920</b>

## 株主資本等変動計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
2020年4月1日残高	13,231	19,929	557	20,486	402	27,400	753	28,555
事業年度中の変動額								
新株の発行	205	205	—	205	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△3,676	△3,676
当期純利益	—	—	—	—	—	—	3,920	3,920
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	0	0	—	—	—	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	205	205	0	205	—	—	244	244
2021年3月31日残高	13,436	20,134	557	20,692	402	27,400	997	28,800

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
2020年4月1日残高	△79	62,194	1,560	63,755
事業年度中の変動額				
新株の発行	—	410	—	410
剰余金の配当	—	△3,676	—	△3,676
当期純利益	—	3,920	—	3,920
自己株式の取得	△0	△0	—	△0
自己株式の処分	0	0	—	0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	226	226
事業年度中の変動額合計	△0	653	226	880
2021年3月31日残高	△80	62,848	1,787	64,636

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

株式会社 ミスミグループ本社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	早 稲 田 宏 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉 原 伸太郎 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミスミグループ本社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミスミグループ本社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第59期事業年度の連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議した結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査計画、四半期レビュー結果、期末監査結果ほか、その職務の執行状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保する為の体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2021年5月19日

株式会社 ミスミグループ本社 監査役会

常勤監査役 宮 本 博 史 ㊟

社外監査役 野 末 寿 一 ㊟

社外監査役 青 野 奈々子 ㊟



## 会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

株式会社 ミスミグループ本社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 早 稲 田 宏 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉 原 伸 太 朗 ㊞  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミスミグループ本社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議した結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、また社外取締役との意見交換を通じて情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役や使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の実態を調査すると共に各社の取締役及び使用人等から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について説明を求め、また内部監査部門より定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査計画、四半期レビュー結果、期末監査結果ほか、その職務の執行状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保する為の体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

株式会社ミスミグループ本社 監査役会

常勤監査役	宮 本 博 史	㊞
社外監査役	野 末 寿 一	㊞
社外監査役	青 野 奈 々 子	㊞

以上

